

北海道公衆衛生協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、北海道公衆衛生協会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を札幌市中央区に置く。

(目的)

第3条 この会は、公衆衛生の向上をはかり、健康で文化的な道民生活の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生に関する調査研究
- (2) 公衆衛生に関する諸活動の奨励及び助成
- (3) 公衆衛生関係団体との連絡調整
- (4) 学術集会の開催
- (5) 研修会、講習会等の開催及び援助
- (6) 公衆衛生知識の普及啓発
- (7) 公衆衛生に関する図書、雑誌等の刊行及び斡旋
- (8) その他、この会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第5条 この会の会員を分けて、次の3種とする。

- (1) 普通会員 この会の目的に賛同して入会した地方公共団体及び教育機関等並びに医師会等職能団体及び保健医療福祉等の関連団体又は個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この会に功労のあった者で、総会において推薦されたもの

(入会及び退会)

第6条 普通会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に会費を添えて会長に提出するものとする。

2 普通会員及び賛助会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(会費)

第7条 普通会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、理事会に諮って会長が定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(会員の特典)

第9条 この会の会員は、次の特典を有する。

- (1) 会員のもつ解決困難な問題に対し、助言をうけ、解決のため斡旋をうけること。
- (2) この会が開催する学術集会での発表、研修会、講習会等の行事に参加すること。
- (3) この会発行の図書、雑誌等の刊行物に投稿し、かつ無料又は減額配付を受けること。

第3章 役員及び職員

(役員)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 常任理事 12名以内
- (4) 理 事 60名以内
- (5) 監 事 3名

(役員を選出)

第11条 会長、副会長及び常任理事は、理事会において選出する。

2 理事及び監事は、総会において選出する。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 常任理事は、この会の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づき、会務を執行する。

5 監事は、この会の会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(学会長の選出)

第14条 この会に、学術集会を開催するため、学会長を置く。

2 学会長は、理事会の推挙によって選出する。

3 学会長は、その任期中、理事とする。

(顧問)

第15条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の重要な事項につき会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第17条 この会は、次の会議をもつ。

(1) 総 会

(2) 理 事 会

(3) 常任理事会

(総会)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

(1) 会務の報告及び事業計画の承認

(2) 予算の議決及び決算の承認

(3) 規約の改廃

(4) その他の重要事項

(理事会)

第19条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を付議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) その他必要な事項

(常任理事会)

第20条 常任理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を付議する。

(1) 事業の執行方法

(2) 理事会から委任された事項

(3) その他必要な事項

(開催)

第21条 総会は、毎年1回定期にこれを開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会及び常任理事会は必要に応じ随時開催する。

(招集)

第22条 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開会することができない。但し、文書による委任はこれを出席表決とみなす。

(議決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議)

第25条 必要あるときは、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。

第5章 学会及び専門部会等

(学会)

第26条 この会に、学術集会を開催するため学会を置く。

2 学会の運営規約等は別に定める。

(専門部会)

第27条 この会は、第4条の事業を遂行するため専門部会を設けることができる。

2 その設置については、理事会で定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第28条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第30条 学術集会の経費は、特別会計とする。

2 学会長は、前項の費用に充当するため、出席者より学術集会参加費、その他を徴収し、又は寄付金等を受けることができる。

3 学術集会の決算は、次の総会に報告しなければならない。

(会計監査)

第31条 決算及びこれに関するすべての会計は、理事会に付議するにあたって、監事の監査を受けなければならない。

第7章 補 則

(委任)

第32条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が決定する。

(支部)

第33条 この会に支部をおくことができる。支部の設置については理事会で定める。

附 則
この規約は、昭和49年6月20日から施行する。

附 則
この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成30年10月21日から施行する。